

全国電商連・団体災害補償制度予約申込書

(正規の加入申込票は、この予約申込書が届き次第送付いたします。)

電機(器)商業組合 行

予約申込書提出締切日：2025年1月20日(月)
保険期間(ご契約期間)：2025年3月1日午後4時
～2026年3月1日午後4時
引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ご希望の補償を○で 囲み()内に人数 をご記入ください。	傷害(ケガ)補償 ()名	休業(ケガ・病気)補償 ()名	事業所名	フリガナ
事業所所在地	フリガナ 〒			
氏名	フリガナ	連絡先	TEL： - - FAX： - -	

キリトリせん

ご加入の手続きについて

お申込手続き

- 【新規で加入される方】
ご希望の「加入セット名」をお選びいただき、加入申込票に「加入セット名」の他必要事項をご記入、ご署名のうえご提出ください。
- 【現在ご加入されている方】
現在の加入内容と同一内容でご継続される場合、加入申込票のご提出は不要です(自動継続となります)。加入内容を変更される場合、加入申込票に新内容をご記入、ご署名のうえご提出ください。
- 【継続加入されない方】
継続加入されない場合は、加入申込票の「継続しない」に○をご記入、ご署名のうえご提出ください。

ご加入にあたってのご注意

- ◆加入申込票のご提出がない場合は、前契約と同一内容での継続とみなし、自動継続処理をさせていただきます。ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、(休業補償はご継続時満69才まで)保険契約の満了する日と同一内容(※)で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご契約内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。
(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについては、ご継続を中止させていただくことがあります。
- ◆保険始期日時点において、傷害(ケガ)補償<団体総合生活補償保険>の新規加入は満79才まで、継続の場合は年齢の制限なくご加入できます。休業(ケガ・病気)補償<所得補償保険>は満20才以上満69才までご加入できます。
- ◆他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただけます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- ◆加入申込票記載事項(職種・年齢・他保険加入状況、保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引き受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

事故が起こった時は・・・

事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または下記にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、損害賠償責任の額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。

あいおいニッセイ同和損害保険あんしんサポートセンター

0120-985-024 (無料)

※受付時間 [24時間365日]
※IP電話は0276-90-8852 (有料) におかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

取扱代理店：全国電機商業組合連合会
〒113-0034 東京都文京区湯島3-6-1 全国家電会館2階
TEL：03-3831-7837 FAX：03-3835-3313

詳しくは下記コードより重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明をご確認ください。下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

<重要事項のご説明>

<お支払いする保険金および費用保険金のご説明>



サービスのご案内

傷害(ケガ)補償(団体総合生活補償保険)に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、「生活安心サポート」のサービスをご利用いただけます。詳しくは下記コードよりご確認ください。下記コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。



GN24-300006

引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

広域法人開発部 営業課

〒103-8250
東京都中央区日本橋3-5-19
TEL:050-3460-8162

(2024年10月承認) A24-102440

全国電機商業組合連合会所属の組合員の皆さまへ

全国電商連・団体災害補償制度のご案内

<傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険・所得補償保険>

暮らしの中での万が一に備えましょう!



団体割引
5%適用

年に一度のお申込みのチャンスです!!
傷害補償・休業補償のどちらか一方でもご加入いただけます。
団体割引適用で、個人で加入されるより割安な保険料となっております。
この機会にぜひご加入をご検討ください。

申込締切日：2025年1月31日(金)

- 保険期間(ご契約期間)** 2025年3月1日午後4時から2026年3月1日午後4時まで
- ご加入対象者** 全国電機商業組合連合会傘下の商業組合に所属する組合員(会員組合員)
- 被保険者ご本人となる方** 会員組合員および会員組合員企業の従業員ご本人またはその家族(※1)
【傷害(ケガ)補償】新規加入は2025年3月1日時点で満79才までの方、既加入の方は年齢制限なくご継続いただけます。(※2)
【休業(ケガ・病気)補償】2025年3月1日時点で満20才以上満69才までの方
(※1)家族とは、会員組合員および会員組合員企業の従業員ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹ならびに同居の親族をいいます。
(※2)日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)」および「別居の未婚(これまでに婚姻歴がないこと)の子」となります。
(注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。
- 保険料払込方法** ご指定の金融機関より自動引落とし2025年4月28日(月)引落とし予定(一時払)
- ご加入の流れ**
 - ①ご所属の電機(器)商業組合に裏面の予約申込書をご提出ください。
 - ②予約申込書が全国電商連に届き次第、正式な加入申込票をお申込者さま宛に直接郵送します。
 - ③加入申込票に必要事項をご記入、ご署名のうえ、上記申込締切日までに全国電商連にご郵送ください。

- この保険は全国電機商業組合連合会を保険契約者とし、全国電機商業組合連合会傘下の商業組合に所属する組合員を加入者とする団体総合生活補償保険および所得補償保険の団体契約です。
- このパンフレットは「団体総合生活補償保険」「所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- 団体総合生活補償保険および所得補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(全国電機商業組合連合会)に交付されます。

日常生活のさまざまな事故によるケガを補償するタイプの保険です。

団体割引 5%適用

傷害(ケガ)補償 傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険

傷害補償

国内・国外を問わず、仕事中、日常生活中やレジャー中などのさまざまな事故によるケガを補償します。
また、ケガで死亡した場合は傷害死亡保険金をお支払いします。

<事故の例>



交通事故によるケガ



旅行中のケガ



スポーツ中のケガ



階段から落ちてケガ



特定感染症に感染※
※こちらの例は「特定感染症補償あり」(+T)タイプに加入した場合です。

(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。



賠償事故

「日常生活賠償補償あり(+B)のタイプを選んでいただいた場合に補償します。
・日本国内外において発生した日常生活上の偶然な事故等により、他人のものを壊したり、他人にケガをさせたりして、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合
・日本国内において発生した日常生活上の偶然な事故等により、電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになった場合
<示談交渉サービス付(日本国内で発生した賠償事故に限ります)>

<賠償事故の例>



買い物中、誤って商品を壊してしまった



自転車で走行中、誤って他人にケガをさせてしまった



線路に立ち入り、電車を止めてしまった

※話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に依頼を依頼することがあります。

(注)上記事例でも事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は、保険金のお支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

保険金額(ご契約金額)・保険料表

傷害補償(標準型)特約セット 団体総合生活補償保険

(職種級別A、傷害入院保険金支払対象期間180日・支払限度日数180日、傷害通院保険金支払対象期間180日・支払限度日数90日、免責期間0日(入院・通院)、団体割引5%適用)

セット名		1(型)	2(型)	3(型)	4(型)	5(型)	6(型)	7(型)	8(型)	9(型)	10(型)
保険金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	1,200万円	1,400万円	1,600万円	1,800万円	2,000万円
	傷害入院保険金日額	1,400円	2,800円	4,200円	5,600円	7,000円	8,400円	9,800円	11,200円	12,600円	14,000円
	傷害通院保険金日額	700円	1,400円	2,100円	2,800円	3,500円	4,200円	4,900円	5,600円	6,300円	7,000円
	傷害手術保険金	入院中の手術:傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術:5倍									
一時払保険料 / 年間	特定感染症補償なし	6,050円	12,090円	18,140円	24,180円	30,230円	36,280円	42,320円	48,370円	54,410円	60,460円
	特定感染症補償あり(+T)★	6,470円	12,930円	19,390円	25,850円	32,320円	38,790円	45,250円	51,710円	58,170円	64,640円



オプション

オプション補償内容	プランB	追加保険料
日常生活賠償保険金額(免責金額0円)	1,000万円	1,150円

※保険料(または保険金額)は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。職種級別Bの方の保険料および下記についてご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

職種級別A...会社事務員、医師など職種級別B以外のご職業および主婦・学生・無職者など
職種級別B...農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つるの製品製造作業員、建設作業員

※告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※上記保険料は団体割引5%(被保険者数20名以上500名未満)が適用されています。

★ご注意ください★

感染症法改正により、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類が変更されました。

これに伴い、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症を発病した場合、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約では補償対象外となります。

ケガや病気で働けなくなったら...そんな不安を解消します!!

団体割引 5%適用

休業(ケガ・病気)補償 所得補償保険

特長は...

- ◆ご本人の傷害(ケガ)や疾病(病気)による就業不能期間中の所得を補償します。
- ◆お申込みにあたって、医師による診査は必要ありません(健康状態告知書質問事項にご回答いただけます)。
- ◆団体割引5%を適用していますので、個人でご加入いただくよりも保険料が割安です。

こんな場合に補償します

- ◆日本国内・外を問わず、被保険者(補償の対象となる方)がケガや病気により就業不能となった場合に所得補償保険金をお支払いします。
- ◆事故の発生がお仕事中はもちろん、レジャーや旅行中も補償します。
- ◆骨髄提供に伴う入院も補償*します。
※初年度契約については1年の待機期間があります。
※骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされています。

被保険者になれる方

- ◆被保険者(補償の対象となる方)は保険始期日時時点の満年齢が20才以上69才以下の有職の方で、下記①~③に該当する方となります。
- ①会員組合員ご本人
- ②会員組合員の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹ならびに同居の親族
- ③会員組合員企業の従業員ご本人および配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹ならびに同居の親族

お支払い例

■交通事故でケガをして、入院と自宅療養の期間、会社を休んだ。

- 就業不能の期間1か月と22日
- 保険金額10万円コース(SB型)にご加入の場合(補償金額:月額10万円)



●保険金お支払いの対象期間

1か月22日ー免責期間7日間*

1か月15日

●お支払いする保険金<所得補償保険金>

100,000円×1か月+100,000円×(15日÷30日)**2

150,000円

※1 保険金支払対象となる就業不能の期間について、最初の7日間(免責期間)は保険金お支払いの対象となりません。

※2 1か月に満たない期間は、1か月を30日として日割り計算により保険金の額を決定します。

保険金額(ご契約金額)・保険料表

所得補償保険

(職種級別1級、てん補期間1年、免責期間(補償されない期間)7日、団体割引5%適用) 一時払保険料 ※記載の年齢は保険始期日時時点の満年齢です。

セット名	SA(型)	SB(型)	SC(型)	SD(型)	SE(型)
月額保険金額	7万円コース	10万円コース	20万円コース	30万円コース	35万円コース
20-24才	5,628円	8,040円	16,080円	24,120円	28,140円
25-29才	6,349円	9,070円	18,140円	27,210円	31,745円
30-34才	7,840円	11,200円	22,400円	33,600円	39,200円
35-39才	9,772円	13,960円	27,920円	41,880円	48,860円
40-44才	12,201円	17,430円	34,860円	52,290円	61,005円
45-49才	14,574円	20,820円	41,640円	62,460円	72,870円
50-54才	16,891円	24,130円	48,260円	72,390円	84,455円
55-59才	18,046円	25,780円	51,560円	77,340円	90,230円
60-64才	18,984円	27,120円	54,240円	81,360円	94,920円
65-69才	22,785円	32,550円	65,100円	97,650円	113,925円

※平均所得額(年収の12分の1)の50%以内となるセットをお選びください。

※免責期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業不能になった場合は、前の就業不能と同一の就業不能として取り扱います。

この場合において、再発した就業不能については新たに免責期間およびてん補期間の規定を適用しません。

※上記保険料には団体割引5%(被保険者数20名以上500名未満)が適用されています。

※所得補償保険には「無事故戻しに関する規定の不適用特約」がすべてのご契約に自動セットされます。

★記載の保険料は職種級別1級の場合です。保険料は被保険者(補償の対象となる方)の職種級別によって異なります。職種級別1級以外の職業・職務の方については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

<職種級別>

- 1級...一般事務・販売従事者など
- 2級...飲食料品製造業者など
- 3級...営業用貨物自動車運転者など
- 4級...セメント製造工など

(注)告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。